

秋田県監査委員処務規程の一部を改正する規程をここに公布する。
令和二年三月二十四日

秋田県監査委員告示第二号

秋田県監査委員処務規程の一部を改正する規程

秋田県監査委員処務規程（昭和四十二年秋田県監査委員告示第一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
第五条・第六条 略	第五条～第十条 略 第十一条・第十二条 略

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

秋田県監査委員